

平成27年度 あさぎり町議会第7回会議会議録（第20号）						
招集年月日	平成28年1月14日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成28年1月14日 午前10時00分			議長	橋爪和彦
	散会	平成28年1月14日 午前10時18分			議長	橋爪和彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 16名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	加賀山 瑞津子	○	9	永井英治	○
	2	橋本 誠	○	10	皆越てる子	○
	3	久保尚人	○	11	小見田 和行	○
	4	小出高明	○	12	奥田 公人	○
	5	森岡 勉	○	13	田原 健一	○
	6	徳永正道	○	14	溝口 峰男	○
	7	豊永喜一	○	15	久保田 久男	○
	8	山口和幸	○	16	橋爪和彦	○
議事録署名議員	1番 加賀山瑞津子 2番 橋本 誠					
出席した議会書記	事務局長 坂本 健一郎 事務局書記 林 敬一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	愛甲 一典	○			
	副町長	小松 英一	○			
	総務課長	小谷 節雄	○			
	税務課長	豊永 憲二	○			
	建設課長	石塚 保典	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第20号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 議案第43号 芋八重橋架け替え工事請負契約の締結について
 - 日程第 3 報告第8号 専決処分したあさぎり町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の報告について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 議案第43号 芋八重橋架け替え工事請負契約の締結について
 - 日程第 3 報告第8号 専決処分したあさぎり町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の報告について
-

午前10時00分 開会

●議会事務局長（坂本 健一郎君） 起立、礼、おはようございます。着席。

◎議長（橋爪 和彦君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、平成27年度あさぎり町議会第7回会議を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本会議の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、1番、加賀山瑞津子議員、2番、橋本誠議員を指名します。

日程第2 議案第43号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第2、議案第43号、芋八重橋架け替え工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 本日は議会の承認いただく工事案件がありましたので、ただいまよりその案件につきまして、提案させていただきます。議案第43号、芋八重橋架け替え工事、平成27請負契約の締結について提案させていただきます。芋八重橋架け替え工事について、次のとおり工事請負契約を締結することとする。1、工事名、芋八重橋架け替え工事、工事内容、橋長、Lは11.2メートル、橋梁面積、105.28平米、現場打ち函渠型ボックスカルバート工、3工事場所、球磨郡あさぎり町皆越地内。4、契約金額、5,038万2,000円。5、契約の相手方、熊本県人吉市西間上町2479-1、丸昭建設株式会社代表取締役、松村陽一郎。6、契約の方法、指名競争入札。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

●町長（愛甲 一典君） 建設課長。

●建設課長（石塚 保典君） 内容につきまして、簡単に説明いたします。お手元に参考資料といたしまして、開札調書の写しをお配りしております。本件につきましては、入札を平成28年1月12日に行いまして、落札業者と仮契約を締結しているところでございます。主な工事概要は町長が説明しましたとおり、橋の架け替え工事で、今かかっている鉄筋コンクリートT型床版橋を取り壊し、ボックスカルバート橋に架け替えるものでございます。本芋八重橋につきましては、来年度、平成28年度で架け替え工事を行う計画でござ

いましたが、昨年の10月の議員懇談会で説明しましたとおり、本橋の詳細設計を行った結果、コンクリートの剥離がひどく、また、鉄筋の露出・腐食が確認されたため早急な対策が必要と判断し、今回工事を行うものでございます。本日議決をいただければ本契約となりますが、平成27年度事業ということから、工期につきしては、今年の3月31日を予定しております。説明しましたとおり、健全度が低いということから、当初計画しておりました四つの橋の補修を取りやめまして、芋八重橋を架け替えるという年の途中で工事カ所を変更する必要がありました。この工事は国の交付金事業を活用して行う事業でありまして、工事カ所変更に伴います県との協議、それから工事設計書につきましては県の審査を受ける必要がありまして、入札までに時間を要したということで、年度内に完了が見込めないことも想定しております。このことから3月の議会で繰り越しをお願いすることがあるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。本橋につきましては、県の道路保全課と協議を行いまして、2トン車以上の通行止めの重量規制を行っております。規制の対応としましては、看板の設置と皆越地区住民への周知、それから球磨中央森林組合、多良木森林組合、警察等に通知規制を行っているところでございます。以上補足説明とさせていただきます。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

◎議長（橋爪 和彦君） はい、6番、徳永正道議員。

○議員（6番 徳永 正道君） 建設経済委員会でも協議をし了解しておりますので、よくわかってるつもりなんですけれども、先般来この指名競争入札の件について、談合情報が寄せられたというようなことでございました。そしてまた聞き取り調査を行って、再度入札をやられたということでもありますけれども、新聞報道でその内容は知り得ているわけでございますけれども、今後そのようなことがないような指導をどう図っていかれるのか、そこのところちょっとお伺いしたいと思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） はい、まさに御指摘のとおり、今回のこの案件につきましては、談合情報が寄せられまして、そのことについては、町のこの規約に基づきまして、内容の確認等を行いまして、結果、その要因は見当たらなかったということで、本日の提案とさせていただきます。ただ、問題は、こういったことがないように、再発をいかに止めていくかっていうのが大きな課題という認識は御指摘のとおりでございます。今後、私どもといたしましては、今さまざま入札の今後のあり方も検討しておりますけれども、今後一つの検討として今考えてますのは、今まで予定価格を出すというようなことをしてましたけど、こういったところも、今後必要な案件については、予定価格を出さないようなことも含めて検討をしていくようなことも必要かなということも考えております。それと、この入札に参加していただく業者のことについても、今ランク区分においてしっかりとやっておりますけど、このことについては逆に業界の皆様、きちっともう少し必要に応じて説明するとかそういったことを含めて、今後さらに再発防止に努めていきたい、このように思っております。

◎議長（橋爪 和彦君） はい、11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） はい、11番小見田です。関連の質問でございますが、この談合情報を得て、平成21年制定されています、公共工事入札及び契約適正化促進に関する法律というのがございますけど、その中の10条において、そういう入札契約に関して、独占禁止法等に違反する行為があったと疑うに足りる事実がある時は、公正取引委員会に通知することとされているようでありまして、この通知義務を適切に維持するために、談合情報を得た場合の取り扱い要領のマニュアル作成等を内部での連絡、報告体制を整備し、不正の行為の排除を徹底することが望まれるというふうになっております。これはご存知だと思いますけど、このマニュアル等の公表ですよね、公正入札調査委員会が形骸化しているのではないかとこのふうにも思えるところもありますので、そのマニュアル等の公表はなされておりますか。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 取扱要領等につきましては、今回もそれに従って行いましたが、整備をしているところでございます。今おっしゃいました公表という部分につきましては、例えばホームページ等で云々という話でございますが、そこまではたしか現在、そういう意味での公表というのはしてなかったかと思っております。今回の取り扱いにつきましては、その要領に基づきまして、まず第一報は公取の方には報告しておりますし、最終的に本日の契約の承認のお願いの議案を提出しておりますが、本契約等までいきますと、そういうことも含めて、その詳細の報告また改めて、これまでの経緯等含めて、公取の方に正式に報告をするということで、先ほど言いましたように、今2回ほど中間報告しておりますが、最終報告また今後する予定でございます。ということで、現在は取り扱っているところでございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） マニュアル等の公表を議会等、議員もまだ承知していない部分が非常に多いので、議会あたりにはその公表をすべきではないかと。果たして入札調査委員会がほんとに機能できるような議論もすべきではなかろうかと思うんですけど、それに関してはどういう考えでしょうか。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） ただいま御指摘の部分、今回こういう事案が出てまいりましたこともございますので、整理をしまして、また機会をとらえまして、今御指摘のような方向で進めたいというに思います。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。

◎議長（橋爪 和彦君） これで質疑を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） これから議案第43号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（橋爪 和彦君） 起立多数です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第3 報告第14号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第3、報告第14号、専決第8号、専決処分したあさぎり町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 報告第14号、専決処分したあさぎり町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、報告いたします。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告いたします。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 税務課長。

●税務課長（豊永 憲二君） 報告第14号について説明いたします。この条例改正は、平成27年度地方税法の一部改正として、平成27年3月31日付けで専決処分を行い、同年4月10日の本議会第1回会議で報告したものの修正になります。2ページをお願いいたします。中段の税条例第51条の2項につきましては、町民税の減免申請書の提出に関する条文になります。その下の第139条の3第2項につきましては、特別土地保有税の減免申請書の提出に関する条文になります。改正内容につきましては、減免申請における

提出書類から、個人番号が削除されたものでありまして、低所得者等への緩和措置になります。1ページをお願いいたします。下から2行目になります。附則、この条例は、平成28年1月1日から施行というふうになります。以上、報告いたします。終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） お諮りします。本日の会議で議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。これで本日の日程は全部終了しました。

◎議長（橋爪 和彦君） 会議を閉じます。平成27年度あさぎり町議会第7回会議を閉会します。

●議会事務局長（坂本 健一郎君） 起立、礼。お疲れ様でした。

午前10時18分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議長 橋爪 和彦

署名議員 加賀山瑞津子

署名議員 橋本 誠